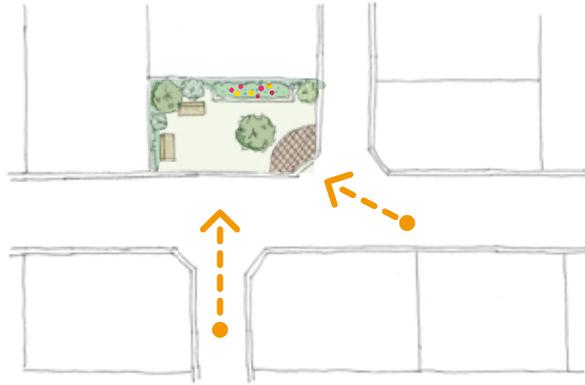


V 開発行為の景観誘導基準

A 土地利用

□①周囲の土地利用と一体性を持たせるなど、周辺環境に配慮した土地利用計画とする。

- ・開発区域内にオープンスペースを設ける場合は、道路や公園などと連続した配置としましょう。



オープンスペースを配置する場合は、丁字路のアイストップとなる部分や角地の部分など、周囲から見えやすく利用しやすい場所となるようにしましょう。

□②土地を分割する際には、ゆとりを持った建築計画となるよう配慮した区画割とする。

- ・区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良い景観づくりに配慮しましょう。



開発区域内に、通りに面した提供公園を設置した例

□③電線類は、道路を整備する際にできる限り地中化する。もしくは電柱等を敷地内の目立たない場所へ設置したり、色彩に配慮するなど工夫する。



宅地内に色の目立たない電柱を設置し、植栽と組み合わせた例

□④敷地内に残る樹木はできる限り残し、それを活かした植栽計画とする。

- ・ 樹木が大木になるには50年、100年もの年月を要します。そして成長した樹木は地域の風景を構成する重要な要素となり、地域の歴史を語り継ぐ役割も担います。
- ・ 既存樹木の位置が土地利用の計画に影響する場合は、移植も検討しましょう。やむを得ず移植する場合でも、緑の一体感や通りからの見え方などに配慮した配置としましょう。

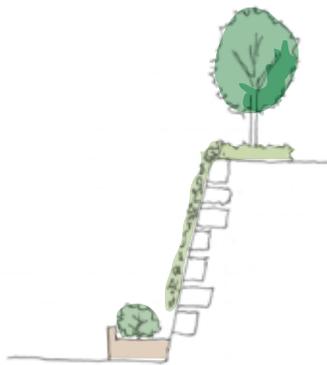
B 造成等

□①擁壁面はできるだけ後退させ、垂直面にはせず勾配をつける。

□②擁壁の表面材料は、自然石や緑化ブロック、その他の景観上良好な化粧ブロック等を積極的に採用する。

- ・ コンクリートの擁壁は圧迫感を与えるため、石垣にするなど材料を工夫しましょう。

□③擁壁面の後退部分に緑地帯を設けたり、ツタ類による壁面緑化などの植栽による修景に努める。



自然石や化粧ブロック、植栽の使用により
擁壁の印象を和らげましょう。